

亀山市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第8号

亀山市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市情報公開条例施行規則（平成17年亀山市規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「備考 「請求対象公文書の件名又は内容」欄の記載内容では、公開を請求する公文書を特定することができない場合は、相当の期間を定めて、その補正を求める場合があります。その

ため、実施機関に十分確認をしてください。」を「備考 1 「請求対象公文書の件名又は内容」欄の記載内容では、公開を請求する開の方法」において「1 閲覧」を選択した場合であっても、閲覧公文書を特定することができない場合は、相当の期間を定めて、その文書の全部又は一部について、その写しの交付を受けることが補正を求める場合があります。そのため、実施機関に十分確認をできます。なお、交付する写しの枚数又は内容により、交付が後日してください。

に改める。
になる場合があります。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。